# 調教師・騎手免許試験関係公示

令和8年度第3回調教師・騎手免許試験

地方競馬全国協会

令和8年11月13日

公　示

令和8年度第3回調教師・騎手免許試験を下記の要項により行う。

令和8年11月13日

地方競馬全国協会　理事長　　斉　藤　　弘

記

**令和8年度第3回調教師・騎手免許試験実施要項**

**１．試験の実施区分**

試験は、平地競走に係る調教師、調教師補佐及び騎手の三つの職種について、新規受験者（当該試験において受けようとする職種と同じ職種に係る免許を当該試験の日に受けていない者をいう。以下同じ。）及び継続受験者（当該試験において受けようとする職種と同じ職種に係る免許を当該試験の日に受けている者をいう。以下同じ。）に区分して行う。

**２．試験の日時及び場所**

試験の日時及び場所は、次のとおりとする。ただし、試験の円滑な実施を図るために必要があると認めるときは、これを変更し、又は追加することがある。この場合には、該当者に対して直接又は主催者若しくは当協会駐在員（以下単に「駐在員」という。）を経由して事前に通知する。

(1)　新規受験者

①　第１次試験　**別記１**のとおり。

②　第２次試験　**別記２**のとおり。

(2)　継続受験者

**別記３**のとおり。

**３．受験資格**

(1)　新規受験者

次の①～③のいずれにも該当する者、又は地方競馬教養センター第108期騎手課程修了見込みの者

①　年齢

受験日における年齢が、調教師及び調教師補佐にあっては28歳以上（平成11年1月16日までに生まれた者）、騎手にあっては16歳以上（平成23年1月16日までに生まれた者）であること。

②　就業予定の競馬場

関東地区に所在する競馬場に就業の予定であること。

③　受験経験の有無

令和8年度第1回以降の新規の免許試験（地方競馬教養センターにおける騎手課程を修了した者にあっては、当該課程修了の日以降に行われる、直近の免許の日に係る試験を、調教師課程を修了した者にあっては、当該課程修了の日以降に行われる直近の試験を除く。）を受験したことがないこと。

(2)　継続受験者

関東地区に所在する競馬場に就業している者、又は現に受けている免許の免許日以降に就業する競馬場を関東地区に所在する競馬場から他地区に所在する競馬場に変更した者

## ４．受験申請の手続

受験希望者は、受験する職種ごとに受験申請書に次に掲げる書類を添え、「**５．申請の締切期日**」までに当協会審査部免許課（以下単に「免許課」という。）に郵送するか、又は駐在員に提出しなければならない。

(1) 新規受験者

① 住民票記載事項証明書（「**５．申請の締切期日**」前3カ月以内に作成されたものに限る。ただし、申請者が本邦外居住者である場合には旅券又はその写しに代える。）

② 念書（甲）（精神の機能の障害により馬の調教又は騎乗を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者並びに破産者で復権を得ない者に該当しない旨を誓約するもの。）

③ 念書（乙）（拘禁刑以上の刑に処せられた者及び競馬法、日本中央競馬会法、自転車競技法、小型自動車競走法又はモーターボート競走法の規定に違反して罰金刑に処せられた者のいずれにも該当しない旨を誓約するもの。）

④ 身体検査書（「**５．申請の締切期日**」前3カ月以内に作成されたものに限る。）

⑤ 競馬法遵守の誓約書及び個人情報の第三者提供に関する同意書

⑥ 履歴書

⑦ 写真　2葉（端正な服装をした正面上半身脱帽の写真（縦30㎜、横24㎜）で「**５．申請の締切期日**」前3カ月以内に撮影されたもの。裏面に氏名を記載すること。）

(2) 継続受験者

① 住民票記載事項証明書（「**５．申請の締切期日**」前3カ月以内に作成されたものに限る。ただし、現職種の免許証に記載された住所に変更がない者は、提出は必要ない。）

② 本籍地の市区町村長が発行する身分証明書（「**５．申請の締切期日**」前3カ月以内に作成されたものに限る。ただし、受験者が外国人である場合は念書（甲）（(1)の②に同じ。）に代える。）

③ 業務関係調査表

④ 身体検査書（「**５．申請の締切期日**」前3カ月以内に作成されたものに限る。）

⑤ 競馬法遵守の誓約書及び個人情報の第三者提供に関する同意書

(注1) 新規と継続の試験を同時に受験しようとする者については、(1)の①～⑤の提出は必要ない。

(注2) 新規の受験申請者であって、他の職種に係る免許を当協会から受けている者については、(1)の①～③の提出は必要ない。なお、当協会から免許を受けて関東地区に所在する競馬場に就業している者であって、新規の試験のみを受験しようとする者については(2)の②を提出すること。

(注3) 受験申請書、住民票記載事項証明書、念書（甲）、念書（乙）、身体検査書、競馬法遵守の誓約書及び個人情報の第三者提供に関する同意書、履歴書並びに業務関係調査表については、当協会所定の用紙を使用すること。

## ５．申請の締切期日

令和8年12月11日

## ６．受験者名簿の公表及び通知

申請書類を審査のうえ受験者を決定し、試験実施日の概ね5日前までに、学力及び技術の筆記試験に代えて学力及び技術に関する択一式又は短答式による試験（以下「特別筆記試験」という。）を課する者の指定を含む受験者名簿を免許課において公表、又は主催者若しくは駐在員へ通知する。各申請者への通知は行わない。

## 7．試験事項及び実施方法

試験は、身体、学力、人物及び調教又は騎乗の技術の各事項について、「**1．試験の実施区分**」に従い、次表に掲げる実施方法により行う。

(1) 新規受験者

| 職　種 | 事項 | 実施方法 | |
|---|---|---|---|
| | | 第1次試験 | 第2次試験 |
| 調教師・調教師補佐 | 身体 | 提出された身体検査書による審査 | 視力及び運動機能の検査 |
| | 学力 | 筆記試験 | |
| | 人物 | 「12．**欠格事項**」に該当する者であるか否かについての調査資料等に基づく審査 | 面接試験 |
| | 技術 | 筆記試験及び小論文 | 口頭試験及び実技試験 |
| 騎手 | 身体 | 提出された身体検査書による審査 | 視力及び運動機能の検査並びに体重測定 |
| | 学力 | 筆記試験 | |
| | 人物 | 「12．**欠格事項**」に該当する者であるか否かについての調査資料等に基づく審査 | 面接試験 |
| | 技術 | 筆記試験 | 実技試験 |

(注1) 第2次試験は、第1次試験に合格した者のみが受験できる。

(注2) 受験申請時に騎手候補生であって、当該試験に係る免許予定日までに同課程を修了する見込みの者については、地方競馬教養センター所則第4条の規定による4学期の実科の評価を行うために実施される試験を技術の実技試験とする。

(2) 継続受験者

| 職　種 | 事項 | 実施方法 |
|---|---|---|
| 調教師・調教師補佐・騎手 | 身体 | 提出された身体検査書による審査及び面接による審査 |
| | 学力 | 筆記試験 |
| | 人物 | 業務実施状況等の調査に基づく審査及び面接試験 |
| | 技術 | 業務実施状況等の調査に基づく審査及び筆記試験 |

## ８．学力及び技術の試験の出題範囲

(1) 新規受験者

① 第１次試験（筆記試験）

| 職　種 | 事 項 | 出　題　範　囲 | 配 点 |
|---|---|---|---|
| 調 教 師 | 学 力 | 競馬関係法規、労働関係法規及び一般常識 | 100点 |
| | 技 術 | 1 馬の飼養及び調教に必要な技術並びに調教師補佐、騎手及びきゅう務員の指導に必要な知識<br>2 調教師の業務に関する識見 | 100点 |
| | | 小論文（調教師の業務に関する識見） | 100点 |
| 調教師補佐 | 学 力 | 競馬関係法規及び一般常識 | 100点 |
| | 技 術 | 1 馬の飼養及び調教に必要な技術<br>2 調教師補佐の業務に関する識見 | 100点 |
| | | 小論文（調教師補佐の業務に関する識見） | 100点 |
| 騎　手 | 学 力 | 競馬関係法規及び一般常識 | 100点 |
| | 技 術 | 馬の飼養及び騎乗に必要な技術 | 100点 |

② 第２次試験（口頭試験及び実技試験）

ア 口頭試験

| 職　種 | 事 項 | 出　題　範　囲 | 配 点 |
|---|---|---|---|
| 調 教 師 | 技 術 | 1 馬の飼養及び調教に必要な技術並びに調教師補佐、騎手及びきゅう務員の指導に必要な知識<br>2 調教師の業務に関する識見 | 100点 |
| 調教師補佐 | 技 術 | 1 馬の飼養及び調教に必要な技術<br>2 調教師補佐の業務に関する識見 | 100点 |

イ 実技試験

| 職　種 | 事 項 | 出　題　範　囲 | 配 点 |
|---|---|---|---|
| 調 教 師<br>・<br>調教師補佐 | 技 術 | 1 鞍、頭絡、交突予防帯等の装着その他調教のために必要な基本技術<br>2 課題に従った基本騎乗 | 100点 |
| 騎　手 | 技 術 | 1 課題に従った基本騎乗 | 100点 |
| | | 2 課題に従った競走騎乗 | 100点 |

(2) 継続受験者（筆記試験）

| 職　種 | 事 項 | 出　題　範　囲 | 配 点 |
|---|---|---|---|
| 調 教 師 | 学 力 | 競馬関係法規、労働関係法規及び一般常識 | 100点 |
| | 技 術 | 1 馬の飼養及び調教に必要な技術並びに調教師補佐、騎手及びきゅう務員の指導に必要な知識<br>2 調教師の業務に関する識見 | 100点 |
| 調教師補佐 | 学 力 | 競馬関係法規及び一般常識 | 100点 |
| | 技 術 | 1 馬の飼養及び調教に必要な技術<br>2 調教師補佐の業務に関する識見 | 100点 |
| 騎　手 | 学 力 | 競馬関係法規及び一般常識 | 100点 |
| | 技 術 | 馬の飼養及び騎乗に必要な技術 | 100点 |

## 9．合格基準

(1) 新規受験者

次の①～④の事項について、それぞれの要件を満たすこと。

① 身体

次表に掲げる者のいずれにも該当しないこと。

| 検査項目＼職種 | 調教師・調教師補佐 | 騎　手　※ |
|---|---|---|
| 体　重 | | 50.0㎏を超える者 |
| 視　力 | 両眼で0.3 以下の者<br>(矯正可) | 左右いずれか一眼が0.5以下の者<br>（矯正可。ただし、矯正器具はソフトコンタクトレンズに限る。） |
| 色 別 力 | 業務を行うのに著しい障害のある者 | |
| 聴　力 | 業務を行うのに著しい障害のある者 | |
| 運動機能及び健康状態 | 業務を行うのに著しい障害のある者 | |

※ 過去に当協会、日本中央競馬会又は外国の騎手免許（外国の騎手免許については見習い騎手を除く。）を受けたことがある者のうち騎手免許を通算3年以上有していたものについては、(2)継続受験者の①身体を適用する。

② 学力

筆記試験の成績が100点満点で60点以上の者であること。

③ 人物

「12. **欠格事項**」に該当しない者であって、面接試験の成績が100点満点で60点以上の者であること。

④ 技術

第１次及び第２次試験ごとに、次に掲げる者に該当すること。

（第１次試験）

調教師又は調教師補佐にあっては、筆記試験及び小論文の成績がそれぞれ100点満点で60点以上の者、騎手にあっては、筆記試験の成績が100点満点で60点以上の者

（第２次試験）

調教師又は調教師補佐にあっては、口頭試験及び実技試験の成績がそれぞれ100点満点で60点以上の者、騎手にあっては、基本騎乗及び競走騎乗の実技試験の成績がそれぞれ100点満点で60点以上の者

(2) 継続受験者

次の①～④の事項について、それぞれの要件を満たすこと。

① 身体

次表に掲げる者のいずれにも該当しないこと（業務を行うのに特に支障がないと認められる者を除く）。

| 検査項目＼職種 | 調教師・調教師補佐 | 騎手 |
|---|---|---|
| 体重 | | 55.0kgを超える者 |
| 視力 | 両眼で0.3 以下の者<br>（矯正可） | 両眼で0.5 以下の者であって、左右いずれか一眼が0.3 以下の者<br>（矯正可。ただし、矯正器具はソフトコンタクトレンズに限る。） |
| 聴力 | 業務を行うのに著しい障害のある者 | |
| 運動機能及び健康状態 | 業務を行うのに著しい障害のある者 | |

※業務上の事故又はそれ以外の事由により上表のいずれかに該当することとなった者について、復帰の可能性があると認められる場合は適用しないことがある。また、女性騎手において、母子保健法に規定されている妊産婦（妊娠中または出産後１年以内の女子）となり、上表のいずれかに該当することとなった者については、適用しない。

② 学力

筆記試験の成績が100点満点で60点以上の者であること。

③ 人物

「12. **欠格事項**」に該当しない者であって、面接試験の成績が100点満点で60点以上の者であること。

④ 技術

筆記試験の成績が100点満点で60点以上の者であって、管理馬の出走回数又は騎乗回数が過去1年間（「過去○年間」とは、当該免許試験に係る免許予定日の前日を起算日として逆算したものをいう。以下同じ。）で30回以上の者又は過去2年間で60回以上の者であること（特に認められる理由のある者及び妊産婦となり騎乗できない女性騎手を除く）。

## 10. 試験結果の発表

(1) 新規受験者

第１次試験の結果については、令和9年1月25日に受験者本人宛て通知する。

試験の最終結果については、令和9年3月17日に受験者本人宛て通知する。

(2) 継続受験者

試験の結果が不合格となった者に限り、令和9年3月17日に受験者本人宛て通知する。

## 11. 合格後の提出書類

(1) 新規受験者

① 戸籍謄本 1通

② 本籍地の市区町村長が発行する身分証明書 1通

(注1) 受験者が外国人である場合は、①に代えて住民票の写し 1通を提出すること。また、②の提出は必要ない。

(注2) 上記書類は、いずれも試験の最終結果についての通知のあった日の翌日以降に作成されたものに限る。

(2) 継続受験者

当協会発行の免許証

12. **欠格事項**

次のいずれかに該当する者は、調教師、調教師補佐、及び騎手の免許を受けることができない。

(1) 精神の機能の障害により馬の調教又は騎乗を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者並びに破産者で復権を得ない者

(2) 拘禁刑以上の刑に処せられた者

(3) 競馬法、日本中央競馬会法、自転車競技法、小型自動車競走法又はモーターボート競走法の規定に違反して罰金の刑に処せられた者

(4) 競馬に関与することを禁止され、又は停止されている者

(5) 集団的に、又は常習的に暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為で暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則第1条各号に掲げるものを行うおそれがあると認めるに足りる相当な理由がある者

(6) 当協会の運営委員会の委員

(7) 当協会の役員及び職員並びに地方競馬に関係する都道府県又は指定市町村（地方自治法第284条第1項に規定する一部事務組合であって都道府県と指定市町村とが組織するもの及び指定市町村が組織するものを含む。）の職員

(8) 地方競馬に関係する馬主

(9) 次のいずれかに該当することにより免許を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない者

① 拘禁刑以上の刑に処せられた者

② 競馬法、日本中央競馬会法、自転車競技法、小型自動車競走法又はモーターボート競走法の規定に違反して罰金の刑に処せられた者

③ 不正の手段により免許を受けたことが判明した者

④ 免許証を他人に利用させ、偽造し、又は変造した者

(10) その他競馬の公正かつ安全な実施の確保に支障を生ずるおそれがあると認めるに足りる相当な理由がある者

（注） 懲役又は禁錮に処せられた者に対する欠格事項(2)及び(9)の①の適用については、その者は、拘禁刑に処せられた者とみなす。

13. **免許の日**

令和9年4月1日

14. **免許手数料**

免許試験に合格した者は、免許証の交付を受ける際に、免許手数料2,000円を当協会に納めなければならない。

15. **その他**

(1) 「**６．受験者名簿の公表及び通知**」後に受験する試験場の変更を希望する者については、あらかじめ免許課又は駐在員に申し出てやむを得ない理由があると免許試験委員が認める場合に限り、受験する試験場を変更することができる。

(2) 受験のために生じた負傷等の事故については、当協会はその責を負わない。

(3) 試験について不明な点がある場合は、免許課又は駐在員に問い合わせること。

別記１

（新規受験者の第１次試験）

| 競走の種類 | 職種 | 試験日 | 集合時刻 | 試験開始時刻 | 試験場の名称 | 試験の実施場所 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | | 名称 | 所在地 |
| 平地 | 調教師・調教師補佐・騎手 | 令和9年1月16日 | 午前9:00 | 午前9:15 | 埼玉 | 野田トレーニングセンター | 埼玉県さいたま市緑区上野田696 |
| | | | | | 千葉 | 船橋競馬場 | 千葉県船橋市若松1-2-1 |
| | | | | | 東京 | 小林牧場 | 千葉県印西市小林2886 |
| | | | | | | 大井競馬場 | 東京都品川区勝島2-1-2 |
| | | | | | 神奈川 | 小向トレーニングセンター | 神奈川県川崎市幸区小向仲野町15-3 |
| | | | | | 教養C | 地方競馬教養センター | 栃木県那須塩原市接骨木443 |

（注1） 試験時間は、調教師及び調教師補佐については2時間、騎手については1時間30分とする。

（注2） 試験に必要な筆記具は、各自持参すること。

（注3） 試験開始時刻に遅れた場合、開始時刻から1時間を経過した後の受験は認めない。

（注4） 試験開始から1時間を経過するまで退室は認めない。

別記２

（新規受験者の第２次試験）

| 競走の種類 | 職種 | 試験日 | 集合時刻 | 試験開始時刻 | 試験の実施場所 | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | 名称 | 所在地 |
| 平地 | 調教師・調教師補佐・騎手 | 令和９年３月３日,４日,５日 | 午前8:30 | 午前8:45 | 地方競馬教養センター | 栃木県那須塩原市接骨木443 |

（注1） 試験に必要な筆記具及び乗馬用具（馬の装具に係るものを除く。）は、各自持参すること。

（注2） 自動車等の運転免許を受けている者は、面接試験を受ける際に運転免許証（運転免許証がマイナンバーカードと一体化している場合はマイナンバーカード）を提示すること。

（注3） 試験日は、職種ごとに上記の日のいずれかとし、第１次試験結果の発表にあわせて合格者に通知する。

（注4） 試験開始時刻に遅れた場合は受験を認めない。ただし、遅刻の理由について免許試験委員がやむを得ない事情があったと認めた場合は、すでに終了した課目の受験を含め、試験の途中からの受験を認める。なお、免許試験委員がやむを得ないと認める事情とは、次のいずれかに該当する場合とする。

① 受験者が、試験当日、人命にかかわる事故又は事件に遭遇したことその他受験者に責任のない事故又は事件に巻き込まれたこと。

② 受験者のきゅう舎又は住居等が火災その他の害を被り、又は被るおそれがあったこと。

③ 天災地変により交通機関・道路の運行に大きな影響があったこと。

④ その他上記に準ずると認める事情があったこと。

別記３

（継続受験者の試験）

| 競走の種類 | 職種 | 試験の種類 | 試験日 | 集合時刻 | 試験開始時刻 | 試験場の名称 | 試験の実施場所 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | | | 名称 | 所在地 |
| 平地 | 調教師・調教師補佐・騎手 | 筆記試験 | 令和9年<br>1月16日 | 筆記試験<br>午前<br>9:00<br><br>特別筆記試験<br>午前<br>11:35 | 午前<br>9:15<br><br>午前<br>11:45 | 埼玉 | 野田トレーニングセンター | 埼玉県さいたま市緑区上野田696 |
| | | | | | | 千葉 | 船橋競馬場 | 千葉県船橋市若松1-2-1 |
| | | | | | | 東京 | 小林牧場 | 千葉県印西市小林2886 |
| | | | | | | | 大井競馬場 | 東京都品川区勝島2-1-2 |
| | | | | | | 神奈川 | 小向トレーニングセンター | 神奈川県川崎市幸区小向仲野町15-3 |
| | | 面接試験 | 令和9年<br>2月6日,7日 | 午前<br>9:00 | 午前<br>9:15 | 埼玉 | 野田トレーニングセンター | 埼玉県さいたま市緑区上野田696 |
| | | | 令和9年<br>2月20日,21日 | | | 千葉 | 船橋競馬場 | 千葉県船橋市若松1-2-1 |
| | | | 令和9年<br>2月12日 | | | 東京 | 小林牧場 | 千葉県印西市小林2886 |
| | | | 令和9年<br>2月13日,14日 | | | | 大井競馬場 | 東京都品川区勝島2-1-2 |
| | | | 令和9年<br>1月30日,<br>1月31日 | | | 神奈川 | 小向トレーニングセンター | 神奈川県川崎市幸区小向仲野町15-3 |

（注1） 筆記試験の試験時間は1時間30分とし、特別筆記試験の試験時間は1時間とする。

（注2） 筆記試験に必要な筆記具は、各自持参すること。

（注3） 筆記試験開始時刻に遅れた場合、開始時刻から1時間を経過した後の受験は認めない。

（注4） 特別筆記試験を除き筆記試験開始から1時間を経過するまで退席は認めない。

（注5） 筆記試験については受験者個々に試験問題を配布して行うことがある。その場合、配布開始時刻は集合時刻に準じ、回収時刻は試験日の13時までとする。配布終了時刻は試験開始時刻に準じ、配布終了時刻から1時間を経過した後の配布は認めない。なお、試験問題の配布は各試験場で行う。

（注6） 自動車等の運転免許を受けている者は、面接試験を受ける際に運転免許証（運転免許証がマイナンバーカードと一体化している場合はマイナンバーカード）を提示すること。

（注7） 試験を受けないことにつきやむを得ない事情があると免許試験委員が認めた者については、試験の全部若しくは一部を省略し、又は実施方法若しくは実施時期を変更することがある。なお、免許試験委員がやむを得ないと認める事情とは、別記２(注4)の各号のいずれかに該当する場合とする。

# 駐　在　員　名　簿

令和8年11月13日現在

| 担当地区 | 氏　名 | 連絡場所 | | 電話 |
|---|---|---|---|---|
| 北海道<br>（平地） | 泉　一彦 | (一社)北海道軽種馬振興公社 | 〒055-0008<br>沙流郡日高町富川駒丘76-1 | 01456-2-2501 |
| 北海道<br>（ばんえい） | 浅田達矢 | 帯広市農政部<br>ばんえい振興室ばんえい振興課 | 〒080-0023<br>帯広市西13条南9-1 | 0155-34-0825 |
| 岩手県 | 深澤正光 | 岩手県競馬組合事務局 | 〒020-0803<br>盛岡市新庄字上八木田10 | 019-626-7726 |
| 埼玉県 | ―― | 地方競馬全国協会審査部免許課 | 〒106-8639<br>東京都港区六本木1-9-10 | 03-3583-2143 |
| 千葉県 | ―― | 地方競馬全国協会審査部免許課 | 〒106-8639<br>東京都港区六本木1-9-10 | 03-3583-2143 |
| 東京都 | ―― | 地方競馬全国協会審査部免許課 | 〒106-8639<br>東京都港区六本木1-9-10 | 03-3583-2143 |
| 神奈川県 | ―― | 地方競馬全国協会審査部免許課 | 〒106-8639<br>東京都港区六本木1-9-10 | 03-3583-2143 |
| 石川県 | 嶋田万里子 | 石川県競馬事業局 | 〒920-3105<br>金沢市八田町西1 | 076-258-5761 |
| 岐阜県 | 中村麻希 | 岐阜県地方競馬組合事務局 | 〒501-6036<br>羽島郡笠松町若葉町12 | 058-387-3601 |
| 愛知県 | 山田　智 | 愛知県競馬組合事務局 | 〒498-0065<br>弥富市駒野町1番地 | 0570-007-221(代)<br>0567-69-7283(直通) |
| 兵庫県 | 兵頭成佳 | 兵庫県競馬組合事務局 | 〒661-0951<br>尼崎市田能2-1-1 | 06-6491-0601 |
| 高知県 | 前島美喜 | 高知県競馬組合事務局 | 〒781-0271<br>高知市長浜宮田2000 | 088-841-5123 |
| 佐賀県 | 宮島恒晴 | 佐賀県競馬組合事務局 | 〒841-0073<br>鳥栖市江島町字西谷3256-228 | 0942-83-4539 |


## 地方競馬全国協会　審査部　免許課

〒106-8639　東京都港区六本木 1-9-10

電話 03-3583-2143